

# 東京都板橋区議会基本条例

改正 平成30年12月21日条例第42号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－第7条）

第3章 区民と議会との関係（第8条－第12条）

第4章 区長等と議会との関係（第13条－第17条）

第5章 議会運営（第18条・第19条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第20条－第23条）

第7章 議員の身分、待遇、政治倫理等（第24条－第27条）

第8章 条例の位置付け及び見直し（第28条・第29条）

### 付則

私たち板橋区議会は、区民の福祉の増進を図ることをその目的とするとともに、区民の意思を区政に最大限に反映させる役割を担っている。

その目的及び役割を果たすためには、議会本来の役割である議論及び討論を通じて問題の論点及び争点を明らかにすることはもとより、自らも政策立案及び政策提言を行い、真の地方自治を実現することが必要である。

このため、私たち板橋区議会は、平成22年（2010年）に議会改革勉強会を設置して議論を積み重ねた。そして、翌年に設置された議会改革調査特別委員会において「区民に開かれた、区民参加の議会」、「徹底した情報公開」、「二元代表制の下での監視機能の強化」、「合議体としての政策立案の強化」の4点を議会改革の方向性として定めた。その結果、総括質問におけるインターネット中継の実施及びIT機器の活用、東京23区で初となる議会報告会の開催等の議会改革が実現され

るに至った。

私たち板橋区議会は、これまで実施してきた議会改革を実効性あるものとして一層推進するとともに、区民に板橋区議会が果たすべき責任及び役割を明確に示すため、ここに板橋区議会基本条例を制定し、区民の幸せと繁栄を実現することを決意する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則並びに議長の責務を明らかにするとともに、区民と議会との関係、区長等と議会との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、区民の負託に的確に応える議会の実現を図り、もって区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区 基礎的な地方公共団体としての板橋区をいう。
- (2) 区民 区内に在住する者（区内に通勤し、又は通学する者を含む。）及び区内で活動する法人その他の団体をいう。
- (3) 区長等 区長その他の執行機関及びこれらの執行機関の事務を補助する職員をいう。
- (4) 委員会 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、区民を代表する議事機関として、公正かつ公平な議会運営を行うよう努めなければならない。

2 議会は、区民に開かれた議会を実現し、議会の信頼性を確保するため、議会に関する情報公開を推進するものとする。

3 議会は、区政の適切な運営を確保するため、区長等による事務執行を監視し、及び評価するものとする。

4 議会は、政策立案及び政策提言の充実を図るため、区民の多様な意見を把握することができる機会を拡充するよう努めるものとする。

5 議会は、議会に関する条例、規則及び申合せ事項を継続的に見直すものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、自らが区民全体の奉仕者であることを自覚し、個別的な課題の解決のみならず、区民全体の福祉を増進させるよう努めなければならない。

2 議員は、議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、区民の多様な意見を聴取し、及びその集約に努めるとともに、区政に関する調査研究及び情報収集に努めるものとする。

3 議員は、自らが区民の代表者であることを自覚し、議会における自己の言動に責任を持つとともに、高い倫理観を保持するよう努めなければならない。

4 議員は、議会慣行及び申合せ事項を遵守するよう努めなければならない。

5 議員は、議会における審議、審査及び調査を区民にとって理解しやすいものとするため、区長等との質疑応答に当たっては、問題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。

(会派)

第5条 議員は、自らの意思を区政に効果的に反映させるため、会派を結成することができる。

2 会派は、同一の政治的信条を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする議員をもって構成するものとする。

3 会派は、議会による政策立案及び政策提言を行うに当たっては、会派間の合意形成に努めるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議員は、1人の場合においても、会派として届け出ることができる。

(議長及び副議長の選挙)

第6条 議長及び副議長の選挙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第118条の規定に基づき、投票又は指名推選の方法により行う。

（議長の責務）

第7条 議長は、区长及び議員がいずれも選挙により選出される二元代表制において、その一翼を担う議会の代表者であることを自覚し、公正かつ公平な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、及び民主的かつ効率的な議会運営の実現に努めなければならない。

2 議長は、議会が区民にとって最良となる意思決定をすることができるよう、議会における物理的及び制度的な環境の整備に努めるとともに、議会改革の推進を図らなければならない。

3 議長は、区长による専決処分が最小限となるような議会運営に努めるものとする。

### 第3章 区民と議会との関係

（情報公開の推進）

第8条 議会は、情報公開を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 本会議及び委員会（特別委員会の理事会及び議会運営委員会の理事会を除く。）を公開すること。ただし、議決により秘密会とした場合を除く。

(2) 議会が保有する文書等を東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に基づき適切に公開すること。

(3) 議会及び議員の活動に対する区民の評価に資するよう、議案、決算報告、請願及び陳情（以下「議案等」という。）に対する各々の議員の態度を公表すること。

2 議会は、前項第1号及び第3号に掲げる事項の実施に当たっては、議会広報紙又は情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するよう努めなければならない。

（議決責任）

第9条 議会は、議決責任を深く認識し、区民にとって最良となる意思決定をする責務を有する。

2 議会は、議案等を議決したときは、当該議決結果が区政に及ぼした効果又は影響を検証するよう努めなければならない。

(説明責任)

第10条 議会は、議案等を議決したときは、議決した内容及び議決に至るまでの議論の過程を区民に分かりやすく説明する責務を有する。

(多様な意見及び要望の把握)

第11条 議会は、請願及び陳情を区政に対する政策提案又は要望と位置付け、これに誠実に対応するとともに、その審査に当たっては、請願者又は陳情者による説明の機会を設けることができる。

2 議会は、本会議又は委員会の運営に当たっては、法第115条の2に規定する公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

(議会報告会)

第12条 議会は、区民に議会活動の状況を直接に報告し、及び説明し、並びに区政に関する情報を提供するとともに、区民の意見及び要望を聴取することにより議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、特段の事情がある場合を除き、毎年1回以上、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 区長等と議会との関係

(区長等との関係の基本原則)

第13条 議会は、二元代表制において議決権を有する議会と執行権を有する区長等との権能の違いを認識し、かつ、対等な立場で緊張感を保ちながら自らの権能を最大限に発揮することにより、区長等との共通の目標である区民の福祉の増進に取り組まなければならない。

2 一般質問における区長等への質問及び議員への答弁は、その内容を区民にとって理解しやすいものとするため、分割方式(一般質問通告

書に記載された項目ごとに登壇して質問及び答弁を行う方式をいう。)により行うことができる。

一部改正（平成30年条例第42号）

（区長等の反問権及び反論権）

第14条 区長等は、本会議の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた場合において、議員から受けた質問の内容を明らかにし、又は整理する必要があると認めるときは、議長の許可を得て、当該質問の内容、趣旨、背景又は根拠を確認することができる。

2 区長等は、本会議の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた場合において、議員又は委員会から提出された条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）に係る争点を明らかにし、及び議論を深める必要があると認めるときは、議長の許可を得て、意見を述べるすることができる。

3 区長等が委員会の審査又は調査に必要な説明のため委員長から出席を求められた場合については、前2項の規定を準用する。この場合において、前2項中「審議」とあるのは「審査又は調査」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、反問権及び反論権の行使に関し必要な事項は、別に定める。

（区長等による政策等の形成過程の説明）

第15条 議会は、区長等から区民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）に係る報告又は提案を受けたときは、当該政策等の水準を高めるため、区長等に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景及び政策等の検討経過
- (2) 政策等の実施により期待される効果及び将来にわたる経費
- (3) 他の自治体の類似する政策又は検討した他の政策等の案との比較検討の結果
- (4) 区の総合的な計画における政策等の位置付け又は区の総合的な

## 計画と政策等との整合性

(5) 政策等に関係する法令及び条例

(6) 区民参加の実施の有無及びその内容

2 議会は、区長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、政策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

### (議決事件の拡大)

第16条 議会は、議事機関としての機能を強化するため、法第96条第2項の規定により、必要な事項を議決事件として追加することができる。

2 議会は、前項の規定により議決事件を追加する場合は、その理由を明確にしなければならない。

### (危機管理)

第17条 議会は、区民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るため、大規模災害等の不測の事態が発生したときは、議会と区民との間及び議会と区長等との間で情報の共有化を図るよう努めなければならない。

2 議会及び議員は、前項の規定による情報の共有化を諮るに当たっては、東京都板橋区議会災害対応方針に基づき行動するものとする。

追加（平成30年条例第42号）

## 第5章 議会運営

### (委員間討論)

第18条 議会は、議決結果に対する議会としての説明責任を果たすため、委員会における議案等の審査に当たっては、委員相互間の討論を十分に尽くし、及びこれを尊重するよう努めるものとする。

### (政策立案及び政策提言)

第19条 議会は、条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）の提出その他の議会による政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を図るものとする。

- 2 議員又は委員会は、予算を伴う条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。
- 3 議会は、区政に関する重要な政策及び課題についての認識を共有し、会派間の合意形成を図り、並びに議会による政策立案及び政策提言を行うための場を設けることができる。

## 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

### （議会事務局の体制整備）

第20条 議会は、議会による政策立案及び政策提言並びに議会運営の円滑化及び効率化を推進するため、議会事務局の調査機能及び法務機能を充実強化し、並びに組織体制を整備するよう努めるものとする。

- 2 議長は、議会運営並びに議会による政策立案及び政策提言の充実に資する職員を議会事務局の職員として従事させるよう、区長に要請することができる。
- 3 区長は、議長から前項の規定による要請を受けたときは、議会事務局の組織体制の整備について配慮するよう努めるものとする。
- 4 議長は、議会事務局の職員の専門性を高めるため、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

### （議会図書室）

第21条 議会は、議員の調査研究並びに議会による政策立案及び政策提言の充実に図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

- 2 議会図書室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

### （専門的知見の活用）

第22条 議会は、議案の審査又は区の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用し、議会における審議機能の向上を図るよう努めるものとする。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有



する者等により構成される調査機関を設置することができる。

3 前項の調査機関に関し必要な事項は、別に定める。

(議会の制度検討)

第23条 議会は、真の地方自治を実現するため、議会改革について不断の取組をしなければならない。

2 議会運営委員会は、議会制度に係る法令の改正があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、議会改革推進会議を設置し、議会制度に関する調査又は検討を行わせることができる。

3 前項の議会改革推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第7章 議員の身分、待遇、政治倫理等

(政務活動費)

第24条 東京都板橋区政務活動費の交付に関する条例（平成19年板橋区条例第20号）の規定により調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動費の適正な執行に努めるとともに、その用途について説明責任を果たさなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動費の適正な執行を担保し、及びその用途の透明性を確保するため、領収書その他の証拠書類を添えた収支報告書を議長に提出しなければならない。

3 議会は、毎年、収支報告を公表するものとする。

(議員定数)

第25条 議会の議員の定数（以下「議員定数」という。）については、東京都板橋区議会議員定数条例（昭和61年板橋区条例第37号。次項において「定数条例」という。）の定めるところによる。

2 議員又は区長は、定数条例を改正するに当たっては、社会情勢の変化等を総合的に勘案して条例案を提出しなければならない。

(政治倫理)

第26条 議員は、区民の代表者として、その名誉及び品位を損なう

行為を慎むとともに、自己の地位に基づく影響力を十分に認識し、区民の信頼を損なうことのないよう行動するものとする。

(議員報酬等)

第27条 議会の議員の報酬及び期末手当（以下「議員報酬等」という。）については、東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年板橋区条例第13号。以下「報酬条例」という。）の定めるところによる。

2 議員は、報酬条例を改正するに当たっては、社会情勢の変化等を総合的に勘案するとともに、学識経験を有する者等からの意見聴取を積極的に活用し、客観的な判断に基づいて条例案を提出しなければならない。

3 議会は、前項の場合において必要があると認めるときは、第22条第2項の規定により設置した学識経験を有する者等により構成される調査機関に調査を行わせることができる。

4 議員が議会活動を連続して長期間休止したときは、議員報酬等を減額して支給することができる。この場合において、減額する割合等については、報酬条例の定めるところによる。

## 第8章 条例の位置付け及び見直し

(他の条例等との関係)

第28条 この条例は、議会における基本的事項を定める条例であって、議会は、議会に関係する他の条例若しくは規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

2 議会は、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において少なくとも1回、議員がこの条例の理念を共有するための機会を確保しなければならない。

(見直し手続)

第29条 議会は、議会運営がこの条例の目的及び原則等に即して行われているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を

区民に公表するものとする。

- 2 前項の検証は、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において少なくとも1回実施するものとする。
- 3 議会は、前2項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。
- 4 議会運営委員会は、前3項の規定による検証の結果、この条例を改正する場合は、あらかじめ全ての議員を対象とした会議を開催して改正する内容を説明し、及び意見を聴取しなければならない。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成30年12月21日東京都板橋区条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。